

き、他の先生方にもお力添えを得るうちに、ししぶ書  
く気になりました。しかし、味も素っ気もない単なる事  
務的な文でした。私は彼の母に便りを出しました。「償  
い切れない罪を背負ったAの苦しみを和らげるのはあな  
たしかいけません。ひと言でいいから返事を出してやっ  
て下さい」。忘れかけた頃、母からの便りがありました。  
「お前は辛いかもしれんが、私はもっと辛い。許すなん  
でとても出来ない」。しかし、二人のやりとりは、完全  
に切れかかっていた二人の絆をつなぎとめたのです。

私は渋るAを説得し、何度か便りを出させました。許  
せない、親でない、子でない、親などいるものかと激し  
く揺れ動きながらも徐々に歩みより、四年の卒業の頃  
はやっと落ち着いたのか、心の通い合いが感じられる便り  
をやりとりし始めたのです。そんな折、所内の文集にA  
は、「若き日に犯した罪を悔いてみて、もうしませんと  
母に誓う」と寄せています。母はやはり面会には来ませ  
んが、恐らくお互いの便りの中で、心の面会を必死に  
なっていると思うのです。

面接指導と言っても心の中までくい込むことは難しく、

それによって更生してくれたかどうかも断定出来ません。  
しかしそれで良いと思うのです。聞き役に徹し、訴えか  
けに耳を傾ける中に、ほのかに明りが灯る場合もあるの  
ですから。

## 浄光院文書（行僧列名帳）と遠寿 院文書（行僧人名簿）について

横 田 英 学

（和歌山県一乗寺住職）

第六回近畿教化学研究集会に、私がこの度発行致しま  
した『浄光院文書』をとりあげて頂き、発表させて頂く  
機会を得ましたことに厚く御礼申し上げます。

祈禱史のごことでございますので、無漏相承と言うこと  
でお話させて頂くことも、控えさせて頂く所もあると存  
じますが、御容赦下さいますようお願い申し上げます。

さて、宗門の祈禱史については、宗祖の御遺文中にも、  
数多くその事柄が記されております。また、修法界の先

輩各聖、大学の各先生方により種々論述され、修法資料として論文等にも発表されております。然し乍ら今日まで、過去に於ける修法の先師は、何時の時代に、どのようにならうに師匠のもとで修行し、どここの檀林で勉強し、いかなる形式のもとに加行に入り、行堂で苦修練行し、成満出行し、その後いずこの寺に住職をし、修法布教されたか、そして遷化されたかは不明であり、ただ伝承によってのみ、伝えられてきたというのが現状であろうかと思いません。

私達は先師より、過去の加行僧は一百日の内三十日間結果加行して、外に出て幾日間か「托鉢」して歩き、また行堂に帰って結界を繰り返すと言うような事を、当たり前のように聞かされて参りました。

又、無漏相承と言う大きな枠のなかで素晴らしい資料が格護されて、公開されることなく蔵入りしているのが現況であります。

私は先年より和歌山県の修法の先師の顕彰を目的として調べ始めたのですが、住職が交替して五十年経過いたしますと全く判らないのです。それぞれの寺院の過去帳

には修法師であるか、ないかは記載されていないところが多いと言うよりも、全く記されていないのが殆どであります。

この様なことから資料を追求して、何等かの形で残して参りたいと考えている矢先に、関西にも再々お越し頂いた元身延山加行所で永年権傳師を勤められた加藤瑞光僧正（昭和六十三年十二月九日遷化）より資料としての「浄光院文書〔両院行僧列名帳〕」を提示され、「これで調べれば多少は判るかも知れないよ」と言われ、「これも何とかしたいのだが、歳を取りすぎたよ」と話したのが発行のはじまりであります。

この本は「浄光院文書」と名づけておりますが、正式には「両院行僧列名帳」であります。この内容を見て驚いたのでありますが、素晴らしいもので、貴重な資料として現在市川市浄光院に格護収蔵されているとのことであります。

この貴重な写しの内容から、古文書に弱い私が何とか判読して、活字にして後に残しておきたいと大それた考えを持ち、パソコンに一人ひとり打ち込み書きこんだ

のが、この『浄光院文書「両院行僧列名帳」』でありま  
す。

素人の私がすることでありますので、古文書はいった  
て苦手な相手でありました。このため、身延山大学学頭  
の宮崎英修先生の手をわずらわし、種々御教示を頂き校  
正もお願い致しました。

この本の表題の字は、浄光院御住職が心安くお引き受  
け頂き、揮毫して頂きました。

さて、この「両院行僧列名帳」がなぜ行堂でもない浄  
光院にあるのか、今日御参会の皆様にも不思議に思われ  
るのではないかと存じます。修法の世界というのは、何  
時でも政治に巻き込まれることが多いようです。

中山第十一代日典上人（天文法乱以後一五三六）が三  
光無師会の仏心院日瑠上人により、宗祖の御遺文散逸の  
故に幕府に訴えられます。この裁決の後、三山輪番（関  
西系）の貫主が座るようになり、これに反対の立場を取  
るのが中山の四院家の方々であり、このゴタゴタの中か  
ら生まれてきたのが遠寿院。祈禱根本道場としての遠寿  
院が生まれ出発いたします。

過去の歴史を見ると、十代日侘の時の記録では祈禱を  
弘め発展させるため、貫主唯授相傳の相傳書を貫主以外  
のものに渡しました。

当時、法華経寺で加行した後で四院家の一つである浄  
光院で相傳書を受けることになっていたようであります。  
これは加藤僧止も智泉院流のことについて書いておられ  
る（『修法史私考（二）』積善坊日閑遠寿院日久まで三十  
八頁記載）。

遠寿院日久の時に遠寿院流の源である円立坊が発足致  
しますが、関西系の三山法縁の末寺の方々に、中山四院  
家の遠寿院へ修行に出るのは嫌だと言うことで、法華経  
寺としても新しい修法道場が必要になって参ります。そ  
こで生まれてきたのが、智泉院であり、ここから智泉院  
流が始まるのです。時代としては大体同じ時期です。

前述のようなことから浄光院に「両院行僧列名帳」が  
あり、智泉院の加行者が相傳を受けたときに記帳した控  
え、又遠寿院加行者が相傳を受けたときに記帳した控え  
があったのだと考えられます。智泉院そのものにも智泉  
院としての相傳者控書があったとおもわれるが、現在で

は不明である。

この浄光院文書の内容としては、

一、入行年月日

一、生国

一、師匠

一、檀林 玄能か文句か

一、住所

一、身分引請

一、隨身か住職か

一、号、諱、字、年齢

一、出行年月日

大体右のような事柄が記入されています。この資料の中で、先ず入行者の学歴が檀林でも玄能又は文句席まで研鑽したものでなければ、入行が許されなかった。この中に規定がありますが、

一、中村、飯高、小西三檀林三之側以上余檀を玄

能以上如法実意之僧人撰之上以下略

とあります。私達は過去に修法師はガラが悪い、勉強しない連中が行くものとよく聞かされました。然し乍ら、

この書かれた史実から先師は檀林で勉強し、経を読誦したが、これも私達は学ばなければならぬと思うのです。千葉県日本寺旧中村檀林に現存する当時の学侶の誓願の中に、法華経壹萬部読誦の木札が多数見られるからです。今日、師匠から「行」に入ってお経を勉強してきなさいといわれることは全く基本的に觀念が異なるのです。

今日御参会の各聖の中には、この様な考えを持っておられる方はないと思いますが、観念的にも考えさせられることではないでしょうか。今後修法を志す方には、先ず読誦、書写、解説が必要ではないかと存じます。是非この事を勧めてあげて頂きたいと思えます。また檀林でも、中村、飯高、小西が多く、関西の鷹ヶ峯、鶏冠井檀林等があります。

前述の過去には一百日加行の中で途中で行を中断して云々と言うこともお話いたしました。この事も書かれています。

一、行法日數一百日成就之事以下略

右條々為法令法久住堅可相守云々

等と書かれて、この時代に一百日の加行が行われていた

ことが判ります。また身分引請にしても、すべて法縁関係で当時の法縁の絆がいかに強かったかが判ります。

この浄光院文書には、文政七年（一八二四）より慶応四年（明治元年一八六八）までの四十四年間の加行僧三六八名が記入されています。また、この浄光院文書は全部で五冊からなり、この内第二冊目、十二年間（天保十一年一八四〇より嘉永五年一八五二）が欠本しています。これは恐らく天保年度の改革のあたりで、幕府より処断された智泉院の守玄院日啓上人（当時七十一歳）、同守孝院日尚（二十五歳）の時代と丁度符合し、欠落しています。恐らく他の加行僧の為に抜き取ったものと考えられます。

これによって、この間の加行僧の数がはっきり致しません。これはこの浄光院文書と同じ控えが智泉院と遠寿院にある訳で、智泉院のものは現在不明であります。遠寿院文書と照合すればこの間の人数が把握できると存じます。この「両院行僧人名簿」のなかには三七〇名が記載されています。いま私の手元ではっきりと判るのはこの十二年間の行僧は約八一名位と思います。

また浄光院文書の中で関西出身の加行僧を分類いたしますと、城州又は京都と書かれている人が十五名、紀州五名、泉州一名、攝州大坂を含み四名、大和一名、丹波一名、但馬一名、播州一名、江州一名の三十名であります。

本書のなかから当時の時代が反映していることが判ります。この天保年度の改革は一般の事項からでも、

一、江戸市中の女髪結いが禁止された

一、歌、浄瑠璃、三味線の女師匠の弟子取りが禁

止される

一、季節外の野菜、魚鳥の売買も禁ぜられる

一、絵草紙などの出版物を統制、人情本を禁止

一、江戸揚弓場の矢拾女を禁ずる

等、数多くの禁令がだされた時代であり、これらによっても、関係者の出た智泉院も御多聞にもれず当然加行僧もなかつた事と思います。然し乍ら、先に申し上げた約

八一名のなかには、天保十二年は一名、十四年は二名、

弘化元年は二名、二年は一名、三年は四名、四年は六名、

嘉永元年一名、二年四名、三年六名、四年四名、五年五

名と順次増えています。

さて、浄光院文書と遠寿院文書については、今後益々研究されて修法資料として貴重な存在になると思われるます。

この浄光院文書は、以上のような時代背景を経て今日まで格護されてまいりました。私はこのなかから紀州五名の先師を判明させることができました。一つの記録として和歌山県修法師会に名を留めることと存じます。この中で修法の先師は檀林を出て、行堂に入り何処に参られ何処で遷化されたかは不明であります。出来るならば本日御出席の各聖が、それぞれ自坊の過去帳を再調査していただければ、また先師の名が判明するのではないでしょう。

以上のような雑駁な話で誠に恐縮ですが、残り時間も余りありませんので、ここで終わらせて頂きます。

#### 参考文献

『浄光院文書』

『遠寿院文書』

加藤瑞光著『修法史私考（二）』

児玉幸多編『くずし字用例辞典』近藤出版社

日蓮宗大観刊行会発行 大正七年発行『日蓮宗大

観』

池上本門寺編『日蓮宗寺院大鑑』